

(答弁案) 教育長答弁 教育振興部 教育総合相談センター			
宮島 修	公 明	代表	2

3 (1) ア、イ、ウ、

私からは、子どもの幸せNo.1 についてのご質問に順次お答えします。はじめに不登校対策についてです。

区では、近年の不登校児童・生徒数の増加に対し、これまでも、「校内別室指導支援員配置事業」、「フリースクール等調査研究事業協力者助成金交付事業」、オンラインを活用した「子ども相談ポスト」や「お茶の水女子大学理科実験支援モデル事業」など、不登校児童・生徒の態様を踏まえた様々な施策に、できるところから、スピード感を持って順次取り組んでいます。

「校内別室指導支援員配置事業」は、学校ごと、日ごとにバラつきがありますが、おおむね1人から4人程度が利用しており、また、「フリースクール調査研究協力者助成金交付事業」は、本年1月末時点で、30件の家庭が利用していますが、この事業は、東京都の手続き終了後、調査員として認定された方から順次申請となるため、今後も申請者数は増加するものと見込んでいます。

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部	教育総合相談センター	
宮島 修	公 明	代表	2

また、不登校対策の取組みを進める中で、各学校では、児童・生徒の心の変化について、アンケートや個別面接等により、気持ちを丁寧に汲み取るなど、個人の背景にある要因を把握して的確かつ多面的な支援につながる予防的な取組みも始まっており、今後、戸田市の取組みについても研究してまいります。

さらに、新年度は、本年度策定した「北区立学校不登校対応基本方針」及び「不登校対応プラン」に基づき、「校外別室支援員配置事業」や「スタディ・サプリ活用による学習支援事業」を開始するほか、ご指摘の「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」についても、東京都の補助事業を活用して実施することとしています。

引き続き、不登校児童・生徒の多様な学びの場と居場所の確保に向けて、新年度に設置する「(仮称)不登校対応連絡調整会議」の中で検討してまいります。

(答弁案) 教育長答弁	子ども未来部保育課・子ども未来課		
宮島 修	公 明	代表	2

3 (2) アイ

次に、こども誰でも通園制度についてお答えいたします。

東京都では、令和5年度から「こども誰でも通園制度」に類似した親の就労を要件としない保育園等での定期的な預かり保育事業を開始しています。北区においても、柔軟な事業実施が見込める当事業を活用した「子育て応援モデル事業」を昨年12月から開始し、特に保育園では、定員を大きく上回る申し込みを頂いたところです。令和6年度は、実施園の拡大とともに、「こども誰でも通園制度」の内容に近い短時間保育の利用についてもニーズ等を分析し、今後は国のモデル事業の活用も視野に入れ、同制度の円滑な導入に向け準備を進めてまいります。

「こども誰でも通園制度」を実施する上での課題としては、保育現場における体制の確保と捉えており、私立保育園理事長・園長会などと意見交換を行ってまいります。

(答弁案) 教育長答弁	教育振興部 教育政策課		
宮島 修	公 明	代表	2

3 (3)

次に、部活動の地域移行についてです。

部活動の地域連携、地域移行の推進にあたり、スポーツ・文化芸術団体等の担い手や、指導者の質と量の確保は、大変重要な課題であると考えています。

区といたしましては、新年度から立ち上げる、関係団体等で構成する協議会のなかで、包括協定を締結している大学や企業などとの連携・協力などあらゆる方策を検討してまいります。